

別紙.2

返金手数料

本所が有料職業紹介事業で離職者が発生した場合は、次のとおり返金手数料を支払います。

1 返金規定

紹介した候補者が入職した日から起算して、次の各号に定める期間に自己都合退職した場合は、下記事項の利率に従い紹介手数料を返金するものとする。ただし、その自己都合退職が、候補者に対する処遇その他の労働条件が採用決定時の労働契約の内容と著しく異なることに起因する場合、または、採用決定者に対する法令違反行為に起因する場合は、この限りではないものとする。

- | | |
|----------|-----|
| 1) 1ヶ月以内 | 80% |
| 2) 2ヶ月以内 | 50% |
| 3) 3ヶ月以内 | 25% |

(注)「消費税相当分を含む」は、課税事業者について適用するものである。したがって、免税事業者については、当該文言を記載する必要はないものである。

事業所の所在地 大阪府大阪市北区曾根崎新地 2-6-12 小学館ビル 6F・9F

許可番号 厚生労働大臣認可 27-ユ 020271)

事業所名 KEC 人材紹介センター